

かごしま応援寄附金のご案内

「ふるさと納税」を鹿児島へ



第28回全国都市緑化かごしまフェア
マスコットキャラクター ぐりぶー

かごしま応援寄附金募集推進協議会

ふるさと鹿児島への応援をお願いします!



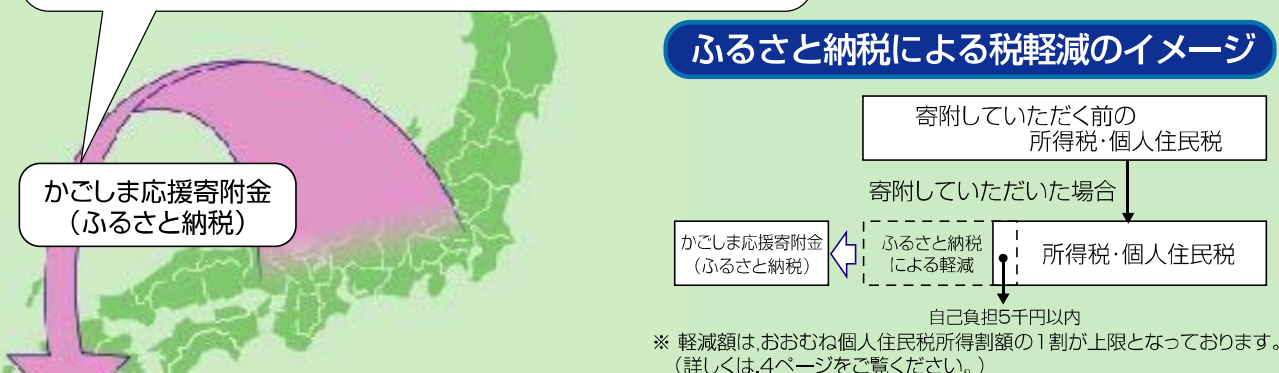
さくらじまん

「かごしま応援寄附金」とは、県と市町村とが一体となって協議会を設立し、県外に、郷土・鹿児島への応援寄附を募る取り組みです。

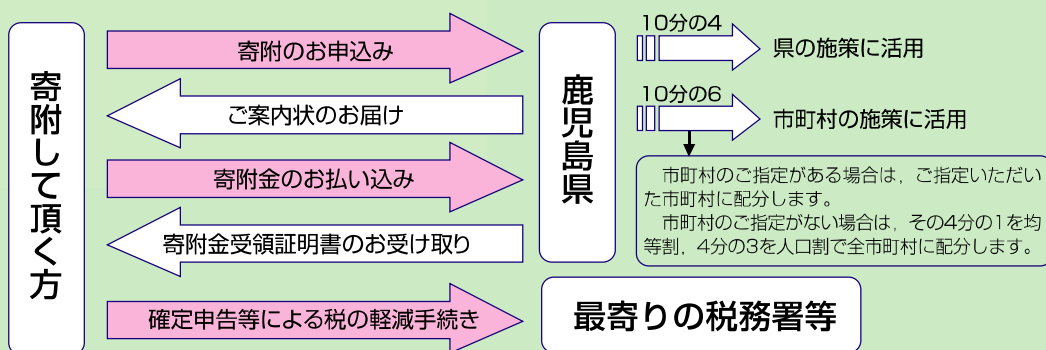
寄附は、鹿児島出身者に限らず、鹿児島を応援したいという方であれば、どなたでもでき、また、その額は、いわゆる「ふるさと納税制度」により、課税所得等に応じて個人住民税等の軽減を受けることができます。

ふるさと鹿児島に税の一部を納めるのと同じ効果

ふるさと納税による税軽減のイメージ



かごしま応援寄附金のしくみ



市町村へ直接寄附することも可能です。詳しくは、それぞれの市町村の窓口へお問い合わせください。

◎ 毎年12月末日までにお払い込みいただいた寄附が、翌年の確定申告等の対象となります。

かごしま応援者証

かごしま応援寄附金をお寄せいただいた方に「かごしま応援者証」を交付いたします。(県外にお住まいで年5千円以上の寄附をお寄せいただいた方に交付)

「かごしま応援者証」をご提示いただくことで、鹿児島県内の協賛いただいた観光・文化施設等で入館料等の割引を受けられることとしております。(詳しくは、鹿児島県のホームページをご覧ください。)

かごしま応援寄附金は、携帯電話からのお申し込みもできます。
右のQRコードからアクセスをお願いします。



寄附のお手続き

協議会事務局である鹿児島県が代表して受入窓口となります。 ※1

1. 寄附のお申込み

3ページの「かごしま応援寄附金申込書」に必要事項をご記入の上、お送りください。（郵送、FAX等） ※2
なお、ホームページ（下記アドレス参照）や携帯電話（1ページのQRコード参照）から直接申込みことも可能です。

2. ご案内状のお届け

1週間程度で、協議会事務局から、1のお申込みに応じた振込票または振込先のご案内を郵送等させていただきます。

3. 寄附金のお払込み

2の振込票または振込先のご案内に基づき、寄附金のお払込みをお願いします。

4. 寄附金受領証明書のお受け取り

寄附金の入金確認後、協議会事務局から「寄附金受領証明書」を郵送いたします。
（お払込み方法にもよりますが、事務の処理上、2～3週間程度かかることがありますので、ご了承ください。）
寄附金受領証明書は、ふるさと納税制度を活用した税の軽減措置を受けるために必要ですから、大切に保管してください。

5. 確定申告等による税の軽減手続き

最寄りの税務署で所得税の確定申告を行うことにより、所得税の還付（又は控除）と翌年度の個人住民税の税額控除（軽減）を受けることができます。具体的な軽減額は、それぞれの方の所得や家族構成、寄附額などによって異なります。（詳しくは4ページを参照ください。） ※3

※1 市町村へ直接寄附することも可能です。詳しくは、それぞれの市町村の窓口へお問い合わせください。

※2 窓口に申込書をお持ちいただくことも可能です。その場合は、あらかじめ下記窓口へご連絡ください。

※3 個人住民税のみの軽減については、確定申告によらずお住まいの市区町村に申告することにより行うこともできます。

【お問合せ・お申込み窓口】

■鹿児島県 東京事務所（主に関東地区等を担当）
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3
都道府県会館12階
電話 03-5212-9060 / FAX 03-5212-9061

■鹿児島県 大阪事務所（主に関西・東海地区等を担当）
〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目3-1-900
大阪駅前第一ビル9階11号
電話 06-6341-5618 / FAX 06-6341-7210

■鹿児島県 福岡事務所（主に九州地区等を担当）
〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街8-36
博多ビル8階
電話 092-441-2852 / FAX 092-441-2863

■鹿児島県庁 財政課 財産活用対策室
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
電話 099-286-2169 / FAX 099-286-5572

○詳しくは、『鹿児島県のホームページ』をご覧ください。

かごしま応援寄附金

検索

<http://www.pref.kagoshima.jp/>

※ご注意ください!

決して寄附を強要するものではありません。「ふるさと納税」をかたった寄附の強要や詐欺行為には十分にご注意ください。お申し込みのない方へ、お電話で振込先をお伝えして送金をお願いすることは一切ございません。

H22.4発行

かごしま応援寄附金申込書

平成 年 月 日

かごしま応援寄附金募集推進協議会会長

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿

※印の箇所は必ずご記入ください

※ ご住所	〒 ー		
※ お名前	ふりがな		
ご連絡先	※電話番号		ファックス番号
	E-mail		

私は、次のとおり「かごしま応援寄附金」を申し込みます。

※ 1 寄附金額 円

※ 2 希望する払込み方法

番号記入欄

- ①納付書払い(「みずほ銀行」、「三井住友銀行」、「三菱UFJ信託銀行」、「福岡銀行」、「鹿児島銀行」、「南日本銀行」などが利用でき、手数料はかかりません。)
- ②ゆうちょ銀行(専用口座)への振込み(振込手数料はかかりません。)
- ③鹿児島銀行(専用口座)への振込み(恐れ入りますが、振込手数料は寄附者のご負担となります。)
- ④クレジットカード決済 (「Yahoo! 公金支払い」の利用で、クレジットカード(取扱ブランド: VISA, MasterCard)が使用でき、手数料はかかりません。)
- ⑤現金書留 (恐れ入りますが、郵送料・手数料は寄附者のご負担となります。)

3 市町村の指定

市町村分の寄附先をご指定される場合は、下記の市町村番号をご記入してください。
 なお、ご指定される市町村が、用途等について選択肢を設けている場合は、別添の「寄附金の使いみち一覧」を参考に記号(あ～)をご記入ください。

市町村の指定

使いみちの指定

<個人情報等の取扱い>

寄附申込みに係る個人情報については、鹿児島県個人情報保護条例に基づき適正に管理し、案内状等の送付など、かごしま応援寄附金に関する事務以外には使用いたしません。なお、3で市町村を指定された場合は、その市町村へお名前等の情報を提供しますのでご了承ください。

「市町村の指定」の番号

- 1 鹿児島市 2 鹿屋市 3 枕崎市 4 阿久根市 5 出水市 6 指宿市 7 西之表市 8 垂水市 9 薩摩川内市
- 10 日置市 11 曾於市 12 霧島市 13 いちき串木野市 14 南さつま市 15 志布志市 16 奄美市 17 南九州市
- 18 伊佐市 19 始良市 20 三島村 21 十島村 22 さつま町 23 長島町 24 湧水町 25 大崎町 26 東串良町
- 27 錦江町 28 南大隅町 29 肝付町 30 中種子町 31 南種子町 32 屋久島町 33 大和村 34 宇検村 35 瀬戸内町
- 36 龍郷町 37 喜界町 38 徳之島町 39 天城町 40 伊仙町 41 和泊町 42 知名町 43 与論町

事務局整理欄				案内		
	受納		証明			

ふるさと納税による税軽減のしくみ

かごしま応援寄附金をしていただいた方は、所得税にあつては寄附金の2千円を超える金額、個人住民税にあつては寄附金の5千円を超える金額について、一定額を上限（※）に税の軽減を受けることができ、ふるさとに納税したのと同じ効果となります。

例えば、右のようなケースでは、41,000円寄附すると、所得税と個人住民税をあわせて36,300円軽減されます。

(例)

○夫婦と子2人(小学生と高校生)がいるサラリーマンで、年収700万円(所得税の限界税率 10%)、社会保険料控除70万円、個人住民税所得割額が 293,500円の場合

A	寄附額	41,000円
B	税の軽減額	36,300円
内訳	所得税	3,900円
	個人住民税(基本控除)	3,600円
	個人住民税(特例控除)	28,800円
C	自己負担額(A-B)	4,700円

※おおむね個人住民税所得割額の1割が上限となっておりますが、所得によっては、2割までできる場合があります。

詳しくは、県のホームページに「ふるさと納税を利用して、自己負担額5千円以内(所得税の限界税率によって、3,800円から5,000円の間で変動します。)でかごしま応援寄附金を行える寄附額の目安」を試算できるツールを掲載しておりますので参照ください。

かごしま応援寄附金

検索

<http://www.pref.kagoshima.jp/>

ふるさと納税を利用して、自己負担額5千円以内でかごしま応援寄附金を行える寄附額の目安

○夫婦と子2人(小学生と高校生)がいるサラリーマンの場合

給与収入	課税所得	寄附額の目安 (自己負担額は5千円以内)	税の軽減額
300万円	18万円	6,000円	1,000円
400万円	82万円	12,000円	7,200円
500万円	152万円	21,000円	16,200円
700万円	296万円	41,000円	36,300円
1,000万円	542万円	82,000円	77,600円
1,500万円	997万円	179,000円	175,000円
2,000万円	1,472万円	262,000円	258,000円
3,000万円	2,422万円	489,000円	485,200円
5,000万円	4,322万円	869,000円	865,200円

○独身サラリーマンの場合

給与収入	課税所得	寄附額の目安 (自己負担額は5千円以内)	税の軽減額
150万円	37万円	9,000円	4,200円
200万円	69万円	12,000円	7,200円
300万円	129万円	19,000円	14,200円
400万円	193万円	27,000円	22,200円
500万円	263万円	37,000円	32,300円
700万円	407万円	62,000円	57,600円
1,000万円	653万円	98,000円	93,600円
1,500万円	1,108万円	199,000円	195,000円
2,000万円	1,583万円	282,000円	278,000円

○夫婦のみのサラリーマンの場合

給与収入	課税所得	寄附額の目安 (自己負担額は5千円以内)	税の軽減額
200万円	36万円	8,000円	3,200円
300万円	96万円	15,000円	10,200円
400万円	160万円	23,000円	18,200円
500万円	230万円	33,000円	28,300円
700万円	374万円	58,000円	53,600円
1,000万円	620万円	93,000円	88,600円
1,500万円	1,075万円	193,000円	189,000円
2,000万円	1,550万円	276,000円	272,000円

○夫婦の年金生活者(公的年金等のみ、ともに70歳以上)の場合

公的年金等の収入	課税所得	寄附額の目安 (自己負担額は5千円以内)	税の軽減額
250万円	59万円	11,000円	6,200円
300万円	109万円	17,000円	12,200円
400万円	192万円	26,000円	21,200円
500万円	276万円	39,000円	34,300円

- ・所得額、家族構成、寄附額、その他の控除額等によって、税の軽減額や自己負担額は変動します。
- ・「かごしま応援寄附金」以外に他の地方公共団体に対する寄附がある場合には、それらを合算した額で計算することになります。

寄附金の使いみち一覧（平成22年度版）

[]内は合併前の市町村名です。

印のある市町村については、寄附金の使途も指定できますので、申込書に記号（あ～）もご記入ください。

<p>1【鹿児島市】 [鹿児島市, 吉田町, 桜島町, 喜入町, 松元町, 郡山町]</p> <p>あ. “新幹線・大交流時代” オリジナリティを生かした活力都市の創造 い. “地球環境時代をリード” みどり輝く共生都市の創造 う. “学ぶよこび・育むぬくもり” 心の豊かさ実感都市の創造 え. “みんなの笑顔を安心サポート” 安全・快適都市の創造</p>	<p>12【霧島市】 [国分市, 溝辺町, 横川町, 牧園町, 霧島町, 隼人町, 福山町]</p> <p>あ. 自然環境の保全 い. 子育て支援の充実 う. まちづくり支援 え. 観光の振興 お. 教育の振興 か. 市長が必要と認める施策</p>
<p>2【鹿屋市】 [鹿屋市, 輝北町, 串良町, 吾平町]</p> <p>あ. 地域の資源を生かした「地域経済活性化事業」 い. 健康・福祉の充実による「すこやか・あんしん事業」 う. 教育・文化・スポーツの振興による「人材育成事業」 え. 豊かな自然を次代に引き継ぐ「環境保全事業」</p>	<p>13【いちき串木野市】 [串木野市, 市来町]</p> <p>あ. 産業振興, 地域活性化に関する事業 い. 健康・福祉の充実に関する事業 う. 教育・文化・スポーツの振興に関する事業 え. 環境・景観の保全に関する事業</p>
<p>3【枕崎市】</p> <p>あ. 瀬戸桜公園の整備などまちなみ景観の整備に関する事業 い. 風の芸術展の充実など文化・芸術の振興に関する事業 う. さつま黒潮さばらん海枕崎港まつりの充実など交流人口増・観光振興に関する事業 え. 河川浄化による生活環境整備など自然環境保全に関する事業 お. その他、まちづくりに関する事業</p>	<p>14【南さつま市】 [加世田市, 笠沙町, 大浦町, 坊津町, 金峰町]</p> <p>あ. ふるさとの環境・景観保全のための事業 い. 高齢者等の安心・安全づくりのための事業 う. 少子化対策と明日を担う子供の育成のための事業 え. ふるさとへの移住・定住応援のための事業</p>
<p>4【阿久根市】</p> <p>あ. 教育環境の充実及び子育て支援のための事業 い. 健康・福祉の充実のための事業 う. 自然環境及び地域景観の保全のための事業 え. 地域産業の振興及びその他地域の活性化のための事業</p>	<p>15【志布志市】 [松山町, 志布志町, 有明町]</p> <p>あ. 観光及び生活環境に関する事業 い. 福祉に関する事業 う. 教育文化に関する事業 え. その他市長が必要と認める事業</p>
<p>5【出水市】 [出水市, 野田町, 高尾野町]</p> <p>自然環境を守りはぐくむ事業 教育・文化の振興と未来を担う人づくり事業 ツルや武家屋敷など地域資源の保全と活用事業 その他地域の活性化などの事業</p>	<p>16【奄美市】 [名瀬市, 住用村, 笠利町]</p> <p>あ. 一集落1ブランド事業 い. 定住促進対策 う. 人材育成 え. 地域文化の保存・継承</p>
<p>6【指宿市】 [指宿市, 山川町, 開聞町]</p> <p>「豊かな資源が織りなす 食と健康のまち」を実現する事業に活用 美しい自然・環境保全に関する事業 健康・福祉の増進に関する事業 人材育成及び文化・教育の推進に関する事業</p>	<p>17【南九州市】 [穎娃町, 知覧町, 川辺町]</p> <p>あ. 平和に関する事業 い. 福祉の向上に関する事業 う. 地域の活性化に関する事業 え. 教育の推進及び文化の保全に関する事業 お. その他市長がふるさとづくりのために必要と認める事業</p>
<p>7【西之表市】</p> <p>あ. 地元産業の育成・起業支援 い. 市外との交流推進 う. 子育て支援 え. 高齢者の生きがいづくり及び医療福祉 お. 学校教育の充実, 人材育成 か. 循環型地域づくり及び環境保全 き. 集落の維持・機能強化 く. その他目的達成のために市長が必要と認めるもの（指定なしの場合も含む）</p>	<p>18【伊佐市】 [大口市, 菱刈町]</p> <p>あ. 子育て・高齢者対策事業 い. 青少年健全育成事業 う. 魅力ある観光地づくり え. 商店街の活性化 お. 農林業の振興 か. コミュニティ活動の活性化</p>
<p>8【垂水市】</p> <p>あ. 自然環境や景観づくりに関する事業 い. 地域資源の活用に関する事業 う. 地域の活性化に関する事業 え. 安全に配慮した社会基盤整備に関する事業 お. 将来を担う子どもたちの教育環境整備に関する事業 か. 生きがいを持てる健康な暮らしに関する事業 き. その他目的達成のために市長が必要と認める事業</p>	<p>19【姶良市】 [加治木町, 姶良町, 蒲生町]</p> <p>地域振興に関する事業 保健・医療・福祉に関する事業 環境保全に関する事業 教育振興に関する事業</p>
<p>9【薩摩川内市】 [川内市, 樋脇町, 入来町, 東郷町, 祁答院町, 里村, 上甕村, 下甕村, 鹿島村]</p> <p>あ. 子育ての支援に関する事業 い. 人材の育成に関する事業 う. 各地区におけるコミュニティ活動の支援に関する事業 え. 観光・交流の促進に関する事業 お. その他（市長が適当と認める事業）</p>	<p>20【三島村】</p> <p>あ. ジャンベの普及促進に関する事業 い. こころ癒される三島村の豊かな自然環境を守る事業 う. 歴史的史跡や伝承芸能等の歴史と文化を守る事業 え. 活気あふれる個性的な村づくりのための事業</p>
<p>10【日置市】 [東市来町, 伊集院町, 日吉町, 吹上町]</p> <p>環境の保護及び整備に関する事業 保健, 医療及び福祉の増進に関する事業 観光及び産業経済の振興に関する事業 教育, 文化及びスポーツの振興に関する事業 市民との協働によるまちづくりの推進に関する事業</p>	<p>21【十島村】</p> <p>あ. 環境・自然・伝統芸能, 民俗等の保護事業 い. トカラ列島島めぐりマラソン事業 う. ふるさとづくり推進事業</p>
<p>11【曽於市】 [大隅町, 財部町, 末吉町]</p> <p>あ. 活力あふれるふるさとづくりに関する事業 い. 少子高齢化及び定住対策に関する事業 う. 福祉及び医療に関する事業 え. 教育, 文化及びスポーツの振興に関する事業 お. 地場産業の振興に関する事業 か. 環境の整備に関する事業</p>	<p>22【さつま町】 [宮之城町, 鶴田町, 薩摩町]</p> <p>ふるさとの自然環境の保全及び景観の維持, 再生に関する事業 町民との協働によるまちづくりに関する事業 次代のさつまを担う子供たちの教育に関する事業 町民の生きがいづくりに関する事業</p>

<p>23【長島町】 [東町, 長島町] ふるさと長島の景観づくりに関する事業 その他地域活性化に関する事業</p>	<p>34【宇検村】 あ. 福祉に関する事業 い. 地域活性化に関する事業</p>
<p>24【湧水町】 [栗野町, 吉松町] あ. 未来を担う子どもたちの健やかな育成に関する事業 い. 高齢者が安心して暮らせるまちづくりに関する事業 う. ふるさとの景観の維持及び再生に関する事業 え. 芸術及び文化のまちづくりに関する事業 お. その他町長がふるさとづくりに必要と認める事業</p>	<p>35【瀬戸内町】 地域の活性化に資する事業の一般財源として活用</p>
<p>25【大崎町】 菜の花エコプロジェクト等環境施策に活用 白砂青松を活かしたスポーツ観光施策に活用 未来を担う子どもの教育環境の充実に活用</p>	<p>36【龍郷町】 教育・文化 農林水産 子育て</p>
<p>26【東串良町】 東串良町ふるさと応援基金として受け入れ 町の歴史と文化の伝承に関する事業 町の自然と環境に関する事業 町民の健康と福祉に関する事業 他</p>	<p>37【喜界町】 あ. 喜界町の環境の保全に関する事業 い. 喜界町の振興に関する事業</p>
<p>27【錦江町】 [大根占町, 田代町] 少子化対策事業 高齢者福祉事業</p>	<p>38【徳之島町】 あ. 特産品の研究開発に関する事業 い. 高齢者, 障害者の健康増進・福祉に関する事業 う. 徳之島の環境・保全等に関する事業 え. 伝統文化の保存・継承に関する事業 お. 子供たちの教育, 読書活動推進に関する事業 か. 観光及び定住促進に関する事業</p>
<p>28【南大隅町】 [根占町, 佐多町] あ. 産業振興, 元気な地域づくり, 教育文化の町づくり等に関する事業 い. ふるさとの自然, 環境保全等に関する事業 う. 高齢者支援等に関する事業 え. 観光振興等に関する事業</p>	<p>39【天城町】 観光振興 教育・文化・スポーツの振興 高齢者対策事業 子育て支援事業</p>
<p>29【肝付町】 [内之浦町, 高山町] あ. ふるさとの自然, 歴史, 文化を守り育てる事業 い. 地域の産業を守り育てる事業 う. みんなで築く安心・安全なまちづくり事業</p>	<p>40【伊仙町】 あ. 特産品開発に関する事業 い. 健康増進に関する事業 う. 環境保全等に関する事業 え. 文化の保存継承に関する事業 お. 子育て支援に関する事業 か. 青少年育成に関する事業 き. 観光及び定住促進に関する事業</p>
<p>30【中種子町】 あ. 教育環境の充実及び子育て支援・ふるさとを担う人材の育成 い. 環境保全及び観光, 産業等の振興 う. 地域福祉の充実 え. 歴史, 文化その他の地域資源の保存及び活用</p>	<p>41【和泊町】 あ. 花と緑と海を守り育てる事業 い. 和泊の子どもたちを育む事業 う. いきいき健康づくり事業 え. 元気なまち和泊をつくる事業</p>
<p>31【南種子町】 宇宙のまちづくりのための事業 観光交流拡大のための事業 環境保全に関する事業</p>	<p>42【知名町】 あ. 地域活性化に関する事業 い. 環境保全及び整備に関する事業 う. 保健・福祉に関する事業 え. 未来を担う人材育成に関する事業 お. その他条例の目的達成に必要な事業</p>
<p>32【屋久島町】 [上屋久町, 屋久町] あ. 環境保全対策事業 い. 地域活性化事業</p>	<p>43【与論町】 あ. サンゴ礁と共生する環境の保全に関する事業 い. ヨロンマラソン大会の運営に関する事業 う. 与論十五夜踊りの保存に関する事業 え. 離島の振興に関する事業</p>
<p>33【大和村】 あ. 住民福祉の向上に関する事業 い. 教育の振興に関する事業 う. 産業の振興に関する事業 え. 定住の促進に関する事業 お. その他一般の事業</p>	<p>【鹿児島県】 人材育成 医療・福祉 環境</p>